

不良債権の状況 (平成30年3月31日現在)

厳格な自己査定を実施し、資産の健全性確保に万全を期しています。

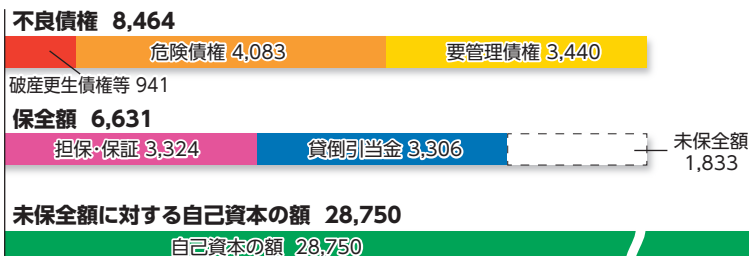
貸出金をはじめとする債権は、金融機関の資産の中で最も大きなウェイトを占めるとともに、収益の大きな柱でもあるため、債権の状況(元本や利息が正常に支払われているかなど)は、金融機関の健全性の中でも重要なものです。

当金庫では、皆さまに安心してお取引いただくために、金融庁の金融検査マニュアル等に則した自己査定基準および償却・引当基準を定め、これに沿った厳格な債権の自己査定を実施し、資産の健全性確保に万全を期しています。

金融再生法開示債権およびその保全状況



債権合計 122,442



(単位:百万円)

不良債権は、担保・保証等や貸倒引当金により78.33%が保全されています。

債権の区分	債権額 a	保全額 b	担保・保証額		貸倒引当金	未保全額 a-b	保全率 b/a
			担保・保証額	貸倒引当金			
破産更生債権およびこれらに準ずる債権 A	941	941	368	572	—	100.00%	
危険債権 B	4,083	3,585	1,552	2,032	497	87.81%	
要管理債権 C	3,440	2,104	1,402	701	1,335	61.16%	
不良債権合計(A+B+C) D	8,464	6,631	3,324	3,306	1,833	78.33%	
正常債権 E	113,977	—	—	—	—	—	
債権合計(D+E)	122,442	—	—	—	—	—	

(単位:百万円)

未保全額1,833百万円に対して、自己資本の額が28,750百万円あり、万が一への備えは万全です。

- 破産更生債権およびこれらに準ずる債権
自己査定において「破綻先」および「実質破綻先」に区分された先にかかる債権の合計額です。
- 危険債権
自己査定において「破綻懸念先」に区分された先にかかる債権です。
- 要管理債権
自己査定において「要注意先」に区分された先にかかる債権のうち、リスク管理債権でいう「3か月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
- 正常債権
上記3つの債権以外に区分される債権です。

金融再生法開示債権とは?

金融再生法に基づき開示が義務づけられているもので、貸出金のほか、債務保証見返、仮払金および未収利息等全ての債権を対象として、その債権全体を自己査定によって、上記の4つの債権に区分して開示したものです。

リスク管理債権およびその保全状況

(単位:百万円)

債権の区分	債権額 a	保全額 い	担保・保証額		貸倒引当金	未保全額 a-い	保全率 い/a
			担保・保証額	貸倒引当金			
破綻先債権 ア	24	24	—	23	—	100.00%	
延滞債権 イ	4,997	4,500	1,921	2,579	497	90.04%	
3か月以上延滞債権 ウ	—	—	—	—	—	—	
貸出条件緩和債権 エ	3,440	2,104	1,402	701	1,335	61.16%	
リスク管理債権 (ア+イ+ウ+エ) オ	8,462	6,629	3,324	3,304	1,833	78.33%	
上記以外の貸出金 カ	112,915	—	—	—	—	—	
貸出金合計(オ+カ)	121,378	—	—	—	—	—	

リスク管理債権とは?

信用金庫法に基づき開示が義務づけられているもので、貸出金のみを対象として、自己査定により上記のとおり判定した4つの債権の総称です。リスク管理債権の大部分は担保・保証や貸倒引当金により保全されています。

- 破綻先債権
自己査定において「破綻先」に区分された先にかかる貸出金です。
- 延滞債権
自己査定において「実質破綻先」および「破綻懸念先」に区分された先にかかる貸出金の合計額です。
- 3か月以上延滞債権
元本または利息の支払いが3か月以上延滞している貸出金のうち、上記2つの債権を除いた貸出金です。
- 貸出条件緩和債権
経営再建・支援を図ることなどを目的として、金利の減免や元本・利息の支払い猶予などを行っている貸出金のうち、上記の3つの債権を除いた貸出金です。

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用(△)	その他(△)	
一般貸倒引当金	893	970	—	893	970
個別貸倒引当金*	2,632	25	—	51	2,605
合計	3,525	995	—	945	3,575

*その他の資産にかかる損失引当金(平成29年度期末残高8百万円)は、含んでおりません。

貸出金償却の額

該当ありません。